宍道湖に係る湖沼水質保全計画

平成2年3月

島 根 県



1 水質の保全に関する方針

宍道湖は、全国第6位の広さを有する湖で、宍道湖北山県立自然公園の中心としてすぐれた景観をつくり出しており、古来、地域住民はもとより外国からおとずれた人々にとっても、水郷としての恵沢をもたらしてきたかけがえのない貴重な資産である。従って、この湖の水質保全は地域住民すべての願いである。

また、国際文化観光都市松江市を中心とする周辺市町村にとっても、文化観光資源として重要な役割りを果たしているほか、豊かな水産資源を育みまた、レクリエーション等の憩いの場としてかけがえのない財産となっている。

しかしながら、この宍道湖も流域の社会経済活動の発展に伴い、水質が悪化しており、 昭和51年度以来継続して水質環境基準が確保されていない状況にある。とくに、富栄養化 の進行により現にアオコが発生しており、このまま推移すると近い将来、レクリエーショ ン、水産等水利用の面で大きな影響が懸念されている。

このため、本県では、広範な集水域における各種の汚濁要因に対して、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により窒素、りん等の規制を行う等の各般の対策を講じて来たが、今後、全体として均衡ある実施可能な対策を更に講ずる必要がある。

このような時期に、宍道湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたことから、今後は同法に基づく湖沼水質保全計画を策定し、着実な水質改善による水質環境基準の確保を目途としつつ、平成元年度から平成5年度までの5年間をこの計画の期間として、水質保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等による水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。

これにより、平成 5 年度の水質をCOD値で 5.0 mg/1(年平均値 4.3 mg/1)まで改善することを目標とする。

〈水質目標値〉

		現 状(昭和63年度)	平成5年度		
			施策を講じない場合	施策を講じた場合	
COD水質 (mg/1)	75%値	5.6	5.8	5.0	
	(参考) 年平均値	4.7 (4.4)	5.0	4.3	

(注)() 内は、過去3年間の年平均値の平均値である。

2 水質の保全に資する事業

(1) 下水道の整備

宍道湖の水質保全を図る上で、生活排水等に係る汚濁負荷量の削減対策として、下 水道の整備は、極めて重要な施策である。

指定地域内における下水道の整備状況は、昭和63年度末において、宍道湖流域下水道(松江市、平田市、玉湯町、宍道町、斐川町の各流域関連公共下水道)の終末処理場が稼動しており、地域内処理人口は40.0千人、人口普及率は14.6%である。

今後、この整備を進めるものとし、計画期間内においては、下表のとおり下水道の 整備を進める。

下水道整備計画

年	度	指定地域内行政人口	処 理 人 口	
現状(昭和63年度)		274.5千人	40.0 千人	
平 成 5	年 度	278.7	73.2	

(注)本計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、1年後までには見直すことについて検討するものとする。

(2) し尿処理施設の整備

生活排水等に係る汚濁負荷量の削減対策として、下水道の整備の現状及び将来動向を勘案したうえで、農業集落排水施設等、し尿及び生活雑排水の公共的な処理施設を整備していくことが重要な施策である。

指定地域内におけるし尿処理施設の整備状況は、昭和63年度末において、し尿単独 処理施設は処理能力で90kl/日、農業集落排水施設は2集落で0.2千人である。

今後は、必要なし尿処理施設の整備を促進するものとし、計画期間内においては、下表のとおりその整備を進める。

し尿処理施設整備計画

				し尿単独処理施設	農業集落排水施設	
現状(昭和63年度)			隻)	90kl/日	2 集落 0.2 千人	
平	成 5	年	度	90kl/日	21集落 4.6 千人	
新	増		設	1カ所施設の更新 (高度処理化)	19集落 4.4 千人	
事	業	主	体	事務組合	市町	

(3) 廃棄物処理施設の整備

宍道湖の水質保全のため、ごみ等廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止に努める 必要があり、このため、下表のとおり必要な廃棄物処理施設の整備を行う。

一般廃棄物処理施設整備計画

事 業 年 度	事業主体	事業内容	事業量
平成元年度~平成5年度	市町・事務組合	最終処分場	599,000 m³

(4) 湖沼等の浄化対策

有機質汚泥の堆積等に起因する水質の悪化に対しては、調査結果に基づき適切な措置を講ずることとする。

また、宍道湖に流入する河川については、河川改修に併せて底泥のしゅんせつを継続実施する。

3 水質の保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法に基づき、現在、日平均排水量25m²以上の特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし特定施設に対し、COD等に係る上乗せ排水基準を適用している。

これらの排水基準については、対象事業場への立入検査等の監視を強化し、その遵守の徹底を図る。

② 新増設に伴う汚濁負荷の増大の抑制

CODについて、湖沼特定事業場の新増設に伴う汚濁負荷量の増大を抑制するため、適切な汚濁負荷量の規制基準を定め、その遵守の徹底を図る。

③ 指導等

以上の規制の対象外となる工場・事業場に対しては、島根県小規模事業場等排水 処理対策指導要領に基づき、必要に応じ汚水処理施設の改善、適正管理等の指導等 を行う。

(2) 家庭排水対策

① し尿浄化槽の設置、管理の適正化

し尿浄化槽について、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置の確保並びに 浄化槽法に基づく保守点検及び清掃の徹底等による管理の適正化を促す。

② し尿浄化槽等による雑排水処理の促進

下水道等生活排水処理施設の整備計画を勘案しつつ、建築基準法の的確な運用等により、し尿浄化槽の合併化を促進する。

③ 各家庭の指導等

各家庭に対し、島根県生活系排水対策推進要綱に基づき、ちゅう房における食物 残さ等のろ紙袋による回収、廃食用油の適正処理、石けん又はりんを含まない合成 洗剤の適正使用等につき指導を行う。

(3) りんを含む合成洗剤の使用の中止等の指導

指定地域内の事業場等に対して、島根県合成洗剤対策要綱に基づき、りんを含む合成洗剤の使用の中止と石けん使用の促進、また、石けんとその他の合成洗剤についても使用量の適正化を促す。

(4) 畜産業に係る汚濁負荷対策

① 畜舎の管理の適正化

日平均排水量が25m²以上の畜舎については、引き続き排水規制を実施するほか、 指定施設及び準用指定施設である畜舎の構造及び使用方法に関する規制基準を設 け、その遵守の徹底を図る。

また、これらの規制の対象外となる畜舎については、堆肥舎の設置を促進し、堆きゅう肥の野積み等の解消に努め、家畜ふん尿の適正な処理を促進する。

② ふん尿の適正処理の促進

家畜ふん尿については、処理施設の整備を図りつつ、①の規制等の措置とあいまって、畜産経営に起因する環境汚染防止対策指導要領に基づき、堆肥化、土地還元等 適正な処理の促進を図る。

(5) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

指定施設であるこいの養殖用の網いけすについては、飼料の投与等に関する規制基準を設け、その遵守の徹底を図る。

また、規制の対象外となる養殖用施設については、必要に応じて指導等を行う。

(6) その他の汚濁源対策

① 農地対策

肥料成分の流出削減に効果がある施肥田植機の普及を促進する。

また、島根県農業排水対策推進要綱に基づき、営農の実情に即して、施肥方法の 適正化、田面水の管理の適正化等の徹底を図る。

② 市街地等対策

市街地等から降雨等に伴い流出する負荷に関しては、実態把握に努めつつ、広報 活動等を通じて地域住民の協力を得、小水路、宅地等の清掃を促進する。

(7) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

- ア 指定地域内に存在する森林、農用地等の緑地その他湖辺の自然環境については、 その生態系を構成する動植物、土壌等による水質保全上の機能に着目し、このよう な自然の有する機能を研究するなどの取組を図るものとする。
- イ この計画中の各種汚濁源対策等とあいまって宍道湖の水質の保全に資するよう、 自然公園法、森林法、都市計画法、河川法等の関係諸制度の的確な運用を通じて配 意し、指定地域内の緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護に努めるものとする。

4 その他水質の保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の水質の監視

宍道湖の水質の状態を的確に把握するため、湖内8地点(うち6地点については、国においても実施)及び流入河川34地点(2地点)において、水質の監視、測定を行う。

(2) 調査研究の推進

宍道湖の将来にわたる水質の確保を図るため、湖沼に係る水質、生態系等の研究情報の収集・整理を行うとともに、宍道湖の水質汚濁機構の究明、各種汚濁源からの流出負荷の実態及び緑地・水域での自然浄化機能の評価等に関して、関係行政部局及び試験研究機関等において調査研究を進める。

(3) 地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚

本計画を的確かつ円滑に遂行するため、国、県、市町村、事業者、住民等が緊密に協力しながら計画の実施に当たるものとし、事業者、住民等に対して広報活動を通じて宍道湖等の水質の状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図るとともに、水質浄化に関する知識の普及・啓発に努め、計画の実施に関し理解と協力を求める。

また、市町村においても、住民に対する啓発活動を強化する。

(4) 関係地域計画との整合

本計画の実施に当たっては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸 計画との整合性の確保を図るとともに、宍道湖の水質保全に関する諸計画制度の運用 に当たっては、本計画の推進に資するよう配慮する。

(5) 事業者等に対する助成

この計画を円滑に推進するため、政府系金融機関による融資制度、県等の融資制度 の活用により、汚水処理施設の整備等を促進する。